

論文

日本における社会的排除の研究*

－現状と課題－

齋藤 立滋

Social Exclusion in Japan: The Current and Future Issues

Ryuji SAITO

Abstract

Social exclusion and social inclusion is discussed a problem of social security, and the social policy in recent years.

I clarify social exclusion, and the current and future issue about the study of social exclusion while depending on preceding study in Japan.

1. はじめに

近年、「社会的排除」「社会的包摂」という概念が、社会保障・社会政策の課題として議論されている。本稿は、社会的排除とは何かを明らかにし、日本における社会的排除の研究の現状と今後の課題を、先行研究に依拠しながら明らかにすることを目的とする。

2. 社会的排除の定義と登場の背景

2.1. 社会的排除の定義

社会的排除とは、文字通り、「社会的」に「排除」されている状態のことをさす。社会的排除は、貧困の延長線上にある状態である。簡単にいえば、「貧困が、生活水準を保つための資源の欠如を表すのに対し、社会的排除とは、社会における人の「位置」や、人と人との関係、人と社会との「関係」に関するもの」であり、「社会が人を追い出していくさま、それを問題としている」¹。

社会的排除の定義・説明は、橋木・浦川（2006）、岩田（2008）、阿部（2011）等がある。橋

木・浦川（2006）を引用し、貧困と相対的剥奪、そして社会的排除の概念を整理しておく²。「貧困は所得が不足することによって発生し、人が生きていくために基本的に必要な最低限の衣・食・住が購入できないことに注目する。しかし、どういう財が必要か、といったことにはそれほど関心を寄せない。相対的剥奪は衣・食・住のみならず、社会的に人が快適、かつ安心して生活していくために必要な財・サービス・制度に注目して、人々がそれらの財・サービスからどれだけ剥奪されているかを論じる。

社会的排除はこの相対的剥奪をもう一步前進させて、もっと具体的な剥奪度の計測からはじまって、社会から隔離され、そして排除されているのかを問題にする。そして排除されている人がどのような人であるかを分析する。経済的な貧困だけでなく、劣悪な住宅が集中する一部の地域に住み、安定的な収入を得られるような仕事もなく、その日その日を公的扶助で生活しているような人々を、社会的に排除されている人々とみなす³。

阿部（2011）では、貧困と社会的排除の関係が整理されている。

「従来の「貧困」の概念は、ただ単に金銭的・物的な資源（その人が持っているもの）が不足している状況を示したものであった。

これに対して、「社会的排除」という概念は、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組み（たとえば社会保険や町内会）から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視する。社会の中心から、外へ外へと追い出され社会の周縁に押しやられるという意味で、「社会的排除」という言葉が用いられている。社会的排除は、人と人、人と社会との関係に着目した概念であると言える⁴。

2.2. 「社会的排除」概念の登場の背景

なぜ、貧困の延長線上に、社会的排除という概念が登場してきたのだろうか⁵。

発祥はフランスとされる。とくに、1974年に刊行されたルネ・ルノワール『排除された人々－フランス人の10人に1人』で注目されるようになった。当時、経済成長と社会保障制度の恩恵を受けられない、取り残された社会階層の社会への参入が課題となっていた。フランスでは、「排除と参入」がセットとなり、社会保障の再編成が議論となった。1980年代以降、世界経済は、二度のオイルショックを経て、高度経済成長から低成長へと移行した。完全雇用が達成されなくなり、失業と不安定な雇用が拡大する中、社会保障制度（社会保険や公的扶助）から漏れ落ちる、つまり「排除」される人々が増加した。とくに、若年者の失業問題が深刻となった。失業が長期化すると、貧困のみならず、住宅や教育機会の喪失、家族の崩壊、社会保険給付が受けられないなど、「排除」が社会問題となった。ヨーロッパ諸国において、このフランス発祥の「排除と参入」という考え方が注目を浴びようになり、経済社会統合を目指

すEU（ヨーロッパ連合）の国々で、「社会的排除」（social exclusion）、「社会的包摂」（social inclusion）という言葉に変化し、EU諸国の社会政策の重要な考え方になっていった。

日本では、2000年代初頭から、社会的排除に大きな関心が寄せられるようになった。つまり、単に貧困の解消だけでは対処できない生活上の複合的な諸問題が、EU同様に拡大しつつあったからである。日本において、社会的排除と社会的包摂が政策課題として表れてきた背景には、貧困ととらえては解決できない問題が、複数・複合的に横たわってきたからである。

第1に、生活保護受給者・世帯の増加である。それは、単に数が増えているだけでなく、子ども、女性、高齢者といった広い層に拡大している。

第2に、社会保険からの排除である。制度がその入り口で人々の加入を認めない「制度的な排除」と、制度には加入していても現実には保険料や自己負担を担うことができない「実質的な排除」がある⁶。

第3に、分断の存在である。①雇用における正規と非正規、②男女格差、③世代間格差、④世代内格差、である。

人、組織、居場所、役割など自分の存在を承認するものがなくなったとき、人は疎外感を持ち、排除される。近年ようやく、貧困をなくす取り組み・政策とともに、社会的排除をなくし、社会的に包摂していく「社会的包摂」政策が議論されるようになった。つまり、社会的排除におちいった人は誰か、どのくらいいるのか、どういう排除状態にあるのかを分析し、社会的に包摂する（排除をなくす）ことである。

社会的包摂とは、文字通り、「社会的」に「包摂」すること、つつみこむことである。社会的包摂は社会的排除の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方である。

そのためには、「家庭、地域社会、職場の機能を再生することに加え、様々な領域にわたる問題が複雑に絡んで自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な人に対しては、その方の抱える問題を全体的・構造的に把握したうえで、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組みを構築することが重要である」⁷。

3. 社会的排除の特色

社会的排除は、従来の貧困や相対的剥奪といった概念の延長線上にある。橘木・浦川（2006）、福原（2007）の議論をもとに、貧困、相対的剥奪、社会的排除の比較をしたものが、表1である⁸。

「要因」は、それぞれの現象に至る要因を示している。貧困は「生存のための基礎的なニーズの欠如」、相対的剥奪は「生存のための基礎的なニーズの欠如」+「標準的な生活のための

表1 貧困、相対的剥奪、社会的排除の比較

	貧困	相対的剥奪	社会的排除
要因	・生存のための基礎的なニーズの欠如	・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的な生活のための物質的資源の剥奪 (物質的剥奪と社会的剥奪)	・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的な生活のための物質的資源の剥奪 (物質的剥奪と社会的剥奪) ・社会的な参加・つながりの欠如
次元	一次元	多次元	多次元
必要財・サービス	身体的ニーズ	身体的ニーズ 物質的ニーズ	身体的ニーズ 物質的ニーズ 社会参加
分配と他人の関係	分配に配慮	分配に配慮	分配に配慮 他人との関係
時間の長さ	一時的	一時的	長期的
対象の人	個人 家計	個人 家計	個人 家計 コミュニティ

出所：橋木・浦川（2006）p.283、福原（2007）p.15より筆者作成。

物質的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪）」、社会的排除は「生存のための基礎的なニーズの欠如」+「標準的な生活のための物質的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪）」+「社会的な参加・つながりの欠如」である。

「次元」は、要因の数を示している。貧困は所得という一次元的な要因のみなのに対し、相対的剥奪・社会的排除は、所得のみならず複数の要因＝多次元の要因に基づいている。

「必要財・サービス」は、人が生きるために必要な財・サービスを示している。貧困は衣・食・住などの身体的ニーズ、相対的剥奪は身体ニーズに加えて様々な財、物質的ニーズを考慮する。それに対して、社会的排除は、身体的ニーズと物質的ニーズに加えて、社会に参加しているかどうかにも注目する。

「分配と他人の関係」は、分配への配慮と他人との関係を示している。つまり、社会的排除は、人々への分配への配慮のみならず、他人との関係に注目する。

「時間の長さ」は、関心を払う時間、計測する期間を示している。貧困と相対的剥奪は一時的だが、社会的排除は長期にわたる。

「対象の人」は、対象とする人・モノを示している。貧困と相対的剥奪は個人と家計である。社会的排除は個人と家計に加えて、人々が居住・所属するコミュニティ（共同体）にも注目する。

4. 日本における社会的排除への取り組み

日本における社会的排除の最初の研究は、厚生労働省社会・援護局（2000）『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』である。社会福祉において、「社会的援護を必要とする人々に社会福祉の手が届いていない」という認識のもと、従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としてきたとし、現代においては、(1)「心身の障害・不安」（社会的ストレス問題、アルコール依存、等）、(2)「社会的排除や摩擦」（路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦、等）、(3)「社会的孤立や孤独」（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等）といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸をあわせて検討する必要がある、と述べている。新たな福祉課題への対応の理念として、「今日的な「つながり」の再構築」、社会的包摂を主張し、新しい福祉を構築する方法として、いくつかの具体的提言をおこなった。福原（2007）は、「特に、この報告書の主張は、地方自治体、社会福祉法人そして福祉関係非営利組織（NPO）やそこでの職員層に大きな影響を及ぼしてきた」と評価している⁹。

次に、厚生労働省（2002）『低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト報告書』がある。社会的包摂を重視していくとともに、少子・高齢化にともなう社会保障財政の負担の増加を抑制する手段として、就労による自立支援の推進を強調した。この報告書は、その後の生活困窮者への就労自立支援政策の出発点となった¹⁰。

2000年代後半になり、ようやく政府は社会的排除に対応した取り組みを本格化させた。2011年1月、「社会的包摂戦略（仮称）」策定に向けて、「『一人ひとりを包摂する社会』特命チーム」が政府内に設置された。特命チームは2011年8月までに計7回の会合を重ねた。5月末には「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」を示し、8月には「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」を示した。これまでの報告書と違ったのは、誰もが社会的排除におちいる可能性を指摘し、社会的包摂を戦略的に取り組む必要性を強調したことである。

「経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域・家族の紐帯の弱体化等の経済社会の構造変化の中で、社会的に孤立し生活困難に陥るといった新たな社会的なリスクが高まっている。一方で、セーフティネットの基本的な構造は、安定した雇用とそれに支えられ扶養やケアを引き受ける家族を前提として主に高齢期における所得や医療の保障を中心に発展してきたこれまでの形を色濃く残し、見直しが不十分なままである。この結果、誰もが無防備なまま、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクと隣り合わせになりつつある。このような不安は潜在的に多くの人々が抱くものとなっている」。

誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築など、「社会的包摂戦略（仮称）」の策定を目指していたが、当時の民主党政権から自公連立政権に交代してから、その動きは止まってしまった。

5. 今後の課題 — 社会的包摂にむけて —

2014年9月、日本学術会議の社会学委員会・経済学委員会合同－包摂的社会政策に関する多角的検討分科会が、『提言 いまこそ「包摂する社会」の基盤づくりを』（以下、『提言』と略す）として、政府に提言した。この提言をみることで、社会的排除を解消し、社会的包摂を進めるための方法を確認しておきたい。

『提言』では、まず、今後の日本において、社会的包摂を社会政策の基本概念とし、すべての人が潜在的に有する能力をフルに発現できる社会（包摂する社会）を構築することが不可欠であると、社会的包摂を基盤に据えた政策が必要とされる理由を3つ挙げている¹¹。

第1に、日本の労働力人口が減少することほぼ不可避である中で、経済や社会の機能を維持・発展させるためには、国民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが必要だからである。女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもあるが、その多様な経験を通じて貴重な資源とも言うべきものを有する人々でもある。すべての人が、社会に貢献できるように社会の仕組みを変えていく必要がある。

第2に、社会的包摂の概念が、日本における有償・無償の労働の質の問題に直結するからである。欧州における社会的包摂政策の中心は雇用促進であるが、日本においてはワーキングプアや長時間労働など、労働の「質」の問題が存在し、働くことが社会的包摂を意味していない。労働政策に社会的包摂の概念を組みこむことは、特に日本の文脈において重要である。

第3に、財政事情が厳しい中でこそ、国としてのプライオリティを確認し、どのセーフティネット機能を堅持し充実すべきなのか、国民的合意を練り上げる必要がある。その際に、社会的包摂は目指すべき社会の基礎概念となり得る。現在は、国民の多くが漠然とした不安と政府に対する不信感を抱えており、そうした不安と不信感を払しょくするためには、政策の直接の影響を受ける当事者や、政策運営の担い手となる行政やNPO法人などの関係者をも含めた国民的議論の場を設け、将来の社会像を明確に共有することが不可欠である。

以上、3つの理由を踏まえて、『提言』は、5つの提言をおこなっている¹²。

第1に、社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること、第2に、貧困および社会的排除に関する公式統計の整備、第3に、政府の再分配機能の改善、第4に、包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置、第5に、労働法におけるコンプライアンスの徹底、である。

最後に、社会的包摂政策において重要な視点をみておきたい。岩田（2008）が指摘している。社会参加を労働参加に限定せず、幅広い社会活動への参加と認めていくことである。

「社会的包摂は、必ずしも労働市場への参加や復帰だけで達成されるものではない。労働だ

けにこだわると、むしろ排除がそこから生み出される危険がある。(中略)現代の社会は、開放的で世界の隅々にまで広げられた、知らない者同士の関係の網の目であると同時に、相対的に閉鎖的な特定範囲の人々や地域の集合体でもある。社会へ参加するとは、こうした複雑な関係の網の目の中で、その人らしく生きていくために、必要な関係を選び取って、その網の目の中に入り込んでいくことであり、またそれを変更していく行為でもある。これらの行為の前提に、その人の社会における帰属の確認があり、この帰属が「自由と選択」の開放的關係の展開を支えている。労働参加は、この帰属や社会關係の重要な部分ではあるが、すべてではない。人々は地域や家族、あるいはさまざまな社会団体へ帰属するものとして承認され、これらを基点として多様な社会關係を結んでいるのである」¹³。

注

* 本論文はJSPS 科研費 JP25380809 の助成を受けたものです。

¹ 阿部 (2011) p.5 ~ 6 より抜粋引用。

² 橋木・浦川 (2006) p.281 ~ 282 を引用。

³ 引用部分の強調・下線は、筆者がほどこした。

⁴ 阿部 (2011) p.93 より要約引用。

⁵ 福原 (2007) p.12 ~ 14、岩田 (2008) p.16 ~ 20 を要約引用。

⁶ 宮本 (2009) p.7 より引用。齋藤 (2012) において、社会保険の機能不全について、年金、医療、介護分野で詳細に論じた。

⁷ 厚生労働省 (2012) p.38 より引用。

⁸ 以下、特色の記述は、橋木・浦川 (2006) p.282 ~ 284、福原 (2007) p.14 ~ 17 を要約引用する。

⁹ 福原 (2007) p.3 より引用。

¹⁰ 福原 (2007) p.3 より要約引用。

¹¹ 提言文書より引用。

¹² 提言文書より引用。

¹³ 岩田 (2008) p.174 ~ 175 より引用。下線は筆者がほどこした。

参考文献・資料

阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」、『海外社会保障研究』No.141, pp.67-80。

阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態とその要因」、『季刊社会保障研究』Vol.43, No.1, pp.27-40。

阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会』講談社現代新書。

岩田正美・西澤晃彦編著 (2005) 『貧困と社会的排除 - 福祉社会を蝕むもの -』ミネルヴァ書房。

岩田正美 (2007) 『現代の貧困 - ワーキングプア / ホームレス / 生活保護 -』ちくま新書。

岩田正美 (2008) 『社会的排除』有斐閣。

江口英一・川上昌子 (2009) 『日本における貧困世帯の量的把握』法律文化社。

菊地英明 (2007) 「排除されているのは誰か? - 「社会生活に関する実態調査」からの検討 -」、『季刊社会保障研究 Vol.43, No.1』pp.4-14。

厚生労働省社会・援護局 (2000) 『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会』報告書。

厚生労働省 (2002) 『低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト報告書』。

厚生労働省 (2012) 『平成 24 年版 厚生労働白書 - 社会保障を考える -』。

齊藤立滋 (2012) 「参加保障型社会保険の研究 - 日本の社会保険の機能不全要因とその解消に向けて」、『大阪産業大学経済論集』第 13 巻第 1 号 pp.55-71。

櫻井純理・江口友朗・吉田誠編著 (2015) 『労働社会の変容と格差・排除』。ミネルヴァ書房。

社会調査協会 (2015) 『社会と調査第 14 号 特集 貧困と社会的排除』有斐閣。

橋木俊昭・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。

日本学術会議 社会学委員会・経済学委員会合同 - 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会 (2014) 『提言 いまこそ「包摂する社会」の基盤づくりを』。

「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

・基本方針 (2011 年 5 月 31 日)

社会的包摂政策を進めるための基本的考え方 (骨子、概要、本文)

・緊急政策提言（2011年8月10日）

社会的包摂政策に関する緊急政策提言

藤岡純一（2016）『スウェーデンにおける社会的包摂の福祉・財政』中央法規出版。

福原宏幸（2007）『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社。

福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編著（2015）『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容』明石書店。

宮本太郎（2009）『生活保障』岩波新書。

宮本太郎（2013）『社会的包摂の政治学』ミネルヴァ書房。

山森亮編（2012）『労働再審⑥ 労働と生存権』大月書店。

